教員の働き方改革について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　対象受検機関：教育庁教職員室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項 |
| 大阪府では、令和２年４月に「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）等を定め、原則的な時間外在校等時間（※）の上限を月45時間、年360時間としている。また規則において、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、例外的に時間外在校等時間の年間上限を720時間としている。※時間外在校等時間：在校している時間に、校外において職務としての研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間やテレワークの時間を加え、勤務時間外における自己研鑽や休憩時間を除いた時間１　府立学校教育職員の勤務状況等・　教育職員一人当たりの時間外在校等時間は減少傾向にあるが、全日制では規則に定める原則的な上限である年間360時間を上回っている。・　また、時間外在校等時間が年間360時間を超える教育職員が全日制で半数近くあり、例外的な上限である720時間以上となる教育職員も全校種で985人に上る。【一人当たり年間時間外在校等時間の推移】　　 　　単位：時間/人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 府立学校教育職員 | （参考）一般行政部門職員（時間外勤務時間）（7,850人） |
| 全校種（196校14,761人） | 全日制（148校8,647人） | 定時・通信制（17校450人） | 支援学校（45校5,664人） |
| 令和４年度 | 337.1 | 416.0 | 162.5 | 230.5 | 169.2 |
| 令和５年度 | 308.1 | 383.8 | 155.0 | 208.8 | 162.0 |
| 令和６年度 | 297.7 | 370.2 | 132.6 | 200.1 | 154.8 |

　　　　※　学校数、教育職員（校長、教頭、教員等）数は令和６年度の合計※　定時・通信制の17校には、全日制との併設校14校含む。【時間外在校等時間が年間360時間を超える教育職員数等の推移（下段は720時間以上（内数）】　　各右欄内は割合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 府立学校教育職員 | （参考）一般行政部門職員（時間外勤務時間） |
| 全校種 | 全日制 | 定時・通信制 | 支援学校 |
| 令和４年度 | 5,614人（1,415人） | 37.4％（9.4％） | 4,461人 | 50.4％ | 49人 | 8.1％ | 1,104人 | 19.8％ | 761人 | 9.8％ |
| 令和５年度 | 4,911人（1,120人） | 33.2％（7.6％） | 3,977人 | 46.4％ | 43人 | 7.2％ | 891人 | 15.8％ | 883人 | 11.3％ |
| 令和６年度 | 4,621人（ 985人） | 31.3％（6.7％） | 3,817人 | 44.1％ | 16人 | 3.6％ | 788人 | 13.9％ | 871人 | 11.1％ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　働き方改革の取組(1)「第２次大阪府教育振興基本計画」（令和５年３月）、「第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）」（令和５年３月）における位置づけ・　第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）（計画期間：令和５年度～９年度）において、数値目標を設定

|  |  |
| --- | --- |
| 全日制課程の教育職員の年間１人当たりの平均時間外在校等時間 | 360時間以内 |
| 年間時間外在校等時間が360時間を超える教育職員 | 前年度より減少 |

・　規則で定める例外的な上限である年間時間外在校等時間が720時間以上となる教育職員について、目標やスケジュール等は設定されていない。(2) 要因分析（令和５年度）・　教育職員の勤務が長時間化する要因として、校長・准校長、教員を対象としたアンケート結果（令和５年度）や教育庁が保有する学校、教育職員に関するデータを活用して統計分析を実施①部活動は、勤務が長時間化する要因となっている。②授業準備・評価は、勤務が長時間化する要因となっている可能性がある。③調査・通知への対応や会議は、多忙を感じる要因となっている。現時点で統計的に有意と言える要因は部活動のみとしている。(3)「第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組について（令和６年２月策定）」による取組ア　新たな取組として挙げられているもの・　部活動方針の遵守（「部活動働き方改革マニュアル」等の推進）、勤務間インターバルの設定、登下校時刻の設定と公表、　調査・通知の精選などに取り組むこととしている。イ　校長へのヒアリング等・ 年間の時間外在校等時間が３年続けて720時間を超えている教育職員が在籍する学校の校長に対してヒアリングを実施。要因や指導の状況等を調査。当該教育職員の勤務状況に関する改善計画作成を指示、改善状況を把握・指導している。・ 教育職員の勤務が長時間化する要因として、部活動のほか授業準備、校務を挙げる学校もあった。ウ　取組による効果等・　これらの取組により、第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）の目標である全日制教育職員一人当たりの年間時間外在校等時間360時間以下の達成を見込む。３　今後の取組方針(1) 全体の課題に対応する取組（要因分析を踏まえた取組）・ 今後、教育職員の勤務状況については、令和５年度に実施した分析と同程度の分析を改めて実施予定とし、令和５年度の分析結果との比較を行うことで、各取組の効果を測定する予定としている。・　令和５年度の分析で、「勤務が長時間化する要因となっている可能性がある」としていた「授業準備・評価」については、今後実施する予定の調査において分析を行う予定としている。(2) 学校の実情を踏まえた取組・　時間外在校等時間が規則で定める例外である年間720時間以上となる教員について、令和７年度から「評価・育成システム」　の目標設定において校長自らが縮減を目指す項目にする取組を行っている。・ 伴走型の支援として、各学校が、その実情を踏まえて、自発的・自主的に業務の効率化や見直しなど働き方改革の取組を進めることができるよう教育職員の働き方改革に関する専門的知見を有するコンサルタントを学校に派遣する事業を実施（令和７年度新規事業）。学校が主体となって、コンサルタントとともに本質的な課題を掘り下げ、これを解消するための取組を行うとともに、改善のＰＤＣＡサイクルを確立することとしている。令和７年度は15校を対象に実施予定。 | 規則における時間外在校等時間の原則的な上限である年間360時間超えの対策は成果指標を設定し取り組んでいる。ただし、規則における例外的な上限である年間720時間以上となる教育職員については、校長へのヒアリングを通じた指導を行い減少傾向にあるものの、依然として985人に上っている。 | 　時間外在校等時間の例外的な上限である年間720時間を超えている教育職員について、府として規則の遵守に向けた明確な方針を掲げ徹底されたい。　 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和７年７月29日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）